

消食表第 169 号

平成 29 年 3 月 28 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

「食品表示基準について」(平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号消費者庁次長通知)の「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」及び「別添 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法」に基づく試験検査については、従来から、食品衛生検査施設(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条に規定する検査施設をいう。)における検査等の業務管理に関する通知に基づき業務管理が行われてきたところです。このたび、「食品表示基準について」の「別添 栄養成分等の分析方法等」に基づく試験検査についても、適切な業務管理が実施されるよう、「食品表示基準について」の一部を改正しました。

また、食品表示法(平成 25 年法律第 70 号)施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)の解釈として「食品表示基準について」に明確化すべきと判断した点等についても併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。